

# 総務委員会資料

(令和3年8月20日 総務委員会追加提出資料)

## 1(4) 令和2年度 先行取得用地の保有状況について

追加資料 川崎市における先行取得制度について

令和3年9月2日

財 政 局

## 川崎市における先行取得制度について

### 1 土地開発基金（根拠 地方自治法第241条）

#### （1）特徴

- ・基金現金の範囲内で土地の先行取得が可能
- ・予算措置を必要せず、弾力的・機動的な対応が可能
- ・利息が発生しない

#### （2）活用が見込まれるケース

- ・基金現金の範囲内の土地
- ・短期間での再取得が見込まれる土地  
(再取得が行われない場合に他の先行取得需要への対応が困難になる)
- ・川崎市の名義で所有権移転登記を行う必要がある場合

### 2 公共用地先行取得等事業特別会計

#### （1）特徴

- ・公共用地先行取得債又は都市開発資金を財源とした予算措置が必要
- ・事業認可後は活用できない
- ・償還期限は10年間

#### （2）活用が見込まれるケース

- ・事業認可前の土地で10年以内に事業化が見込まれる土地
- ・長期間（10年以内）での再取得が見込まれる土地
- ・土地開発公社や土地開発基金で対応できない金額の土地

### 3 土地開発公社（根拠 公有地の拡大の推進に関する法律第10条）

#### （1）特徴

- ・市の会計における予算執行は不要で、緊急的な用地取得の対応が可能
- ・保有期間中は利息が付される

#### （2）活用が見込まれるケース

- ・比較的短期の買戻しが見込まれる土地
- ・比較的大きい土地  
(基金現金は限りがあるが、土地開発公社は比較的大きい土地の取得にも対応可能)

上記の特徴から、

**土地開発基金**は、主に基金現金の範囲内で、短期間での再取得が可能な場合に活用  
**公共用地先行取得等事業特別会計**は、事業認可前の土地で、10年以内の事業化が見込まれる場合に活用

**土地開発公社**は、短期間での再取得が可能な比較的大きい土地について活用